

巻頭言

仙台市病院事業管理者 亀山元信

仙台市立病院医学雑誌第39巻が電子版として刊行される運びとなりました。本号には原著4編、症例報告9編、コ・メディカルレポート3編をはじめ、昨年に発表された著書・論文リスト、学会発表、院内剖検記録等々が掲載されています。日常業務が多忙な中で論文作成に取り組まれた方々、編集作業を担当された刈部編集委員長をはじめ編集委員の皆様のご努力に敬意を表します。

少子高齢化、人口減少社会に突入した我が国では、持続可能な社会保障制度を構築する目的で2012年に「税と社会保障の一体改革」関連8法案が成立して以降様々な取り組みが開始されています。そして、病院に大きな影響を及ぼす取り組みが、所謂「三位一体改革」（地域医療構想、医師偏在対策、働き方改革）です。

全国の二次医療圏ごとに各医療機関が果たすべき役割を明確化し、地域全体として医療を支えていこうとする地域医療構想は、宮城県ではすでに構想自体の策定は終了していますが、医療機関同士の統合や連携の具体的あり方についてはこれからという状況です。地域医療構想とも密接に関連するであろう医師偏在対策も、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会」の「医師需給分科会」で初めて医師偏在指数が公表され、2036年度を目標に医師偏在対策を策定することとしています。新専門医制度における大都市圏での専攻医数シーリングもこの偏在対策と関係していると言えるでしょう。一方、働き方改革については2019年4月1日に罰則規定付きの改正労働基準法が施行され、時間外・休日労働時間の上限規制導入、年間5日以上の有給休暇取得などが義務付けられました。

このような中で、2019年4月には当院にも労働基準監督署の立ち入りがあり、是正勧告書・指示票の交付を受けました。これを受けて、36協定を労働者代表と締結し、超過勤務に関し医師は月間200時間、年間1,860時間を、医師以外の職員は月間100時間（年6回まで）、年間720時間を上限とすることとしました。医師以外についてはこの上限規制が本年度から罰則の対象となりますが、医師については5年間猶予されることとなっています。しかし、初期・後期研修医および高度技能育成が必要な分野以外では、医師の超過勤務上限規制は2036年度に医師以外の職種と同水準とするとされています。

医療従事者の長時間労働によって支えられてきたと言っても過言ではない我が国の医療サービス水準を維持しつつ、超過勤務の縮減を図ることは医療界に課せられた大きな課題と言えるでしょう。医療安全を基本としながらこの課題をクリアするためには、業務の効率化、多職種によるチーム医療の推進、丸投げではないタスクシェア・タスクシフティング、ノンスキルコミュニケーションのさらなる普及、そして社会（患者さん、家族）の理解、これらがキーワードになると考えています。別の表現をするなら、勤務中は日一杯働き、休みはきちんと取る「休み方改革¹⁾」を実践することかもしれません。

病院の医療職はそれぞれの分野でのプロフェッショナルです。医療の進歩をキャッチアップし、日々成長していくためには日々の研鑽が欠かせません。本誌に掲載された論文の作成過程は所謂「労働」の範疇には入りませんが、いずれも医療人としてさらに成長していくプロセスの証と言えるで

しょう。今後も職員がそれぞれの貴重な経験を振り返り、論文やレポートにまとめることが、本人の成長はもとより当院の医療の質向上にも大きな貢献をなすものと確信しています。

文 献

- 1) 有賀 徹：働き方改革，がっぶり四つ！．救急医学 **8**：1107, 2019